

平成19年度決算に基づく

健全化判断比率・資金不足比率の状況について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率、公営企業資金不足比率を監査委員の審査に付した後、その意見を付して議会に報告するとともに、住民に対して公表することが義務付けられました。

1. 健全化判断比率に基づく分類

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの団体に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの段階に応じて財政健全化を図ることになります。

(単位:%)

区 分	町の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③ 実質公債費比率	15.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	252.2	350.0	

長南町は、実質赤字、連結実質赤字はありませんので、それぞれの比率の数値は表示されません。また、実質公債費比率は、15.2%、将来負担比率は、252.2%であり、今後すぐには「早期健全化団体」になるようなことはありませんが、将来負担比率が高いことなどから、なお一層の財政健全化を進めていかなければなりません。

早期健全化段階になると

財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を径て定め、速やかに公表するとともに、県知事へ報告し、県や国はその実施状況を全国公表します。

県知事は、計画の実施状況を踏まえて、財政の早期健全化のために必要な勧告を行い、総務大臣に報告し、公表することとされており、勧告を受けた場合、町長は、勧告の内容を議会に報告しなければならないこととされています。

財政再生段階になると

財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を径て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、同意を求めます。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなります。

2. 資金不足比率に基づく分類

地方公営企業(法非適用企業含む)を経営する地方公共団体については、資金不足比率を用いて「健全段階」「早期健全化段階」の2つの団体に区分されます。

長南町では、農業集落排水事業会計とガス事業会計が対象となり、各会計ごとに、資金不足比率が20%以上になると、早期健全化段階と同様に経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められることとなります。

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	早期健全化基準
農業集落排水事業会計	—	20.0
ガス事業会計	—	20.0

資金不足比率におきましては、両会計とも資金不足がありませんので、数値が表示されないこととなり、「健全団体」に該当します。

健全化判断比率の対象範囲

町の会計	普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		笠森霊園事業				
		特別会計	国民健康保険			
	老人保健					
	介護保険					
	公営企業会計 (法非適用企業含む)		農業集落排水事業			
		ガス事業				
町以外の会計	長生郡市広域市町村圏組合					
	九十九里地域水道企業団					
	千葉県市町村総合事務組合					
	千葉県後期高齢者医療広域連合					
	千葉県地方土地開発公社					

用語の説明

※ 実質赤字比率

一般会計と笠森霊園会計をまとめた普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

※ 連結実質赤字比率

町の全会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

※ 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、この比率が高くなるほど赤字団体になる可能性が高まり、一般会計の資金繰りの危険度を示す指標と言えます。

※ 将来負担比率

地方公共団体の借入金や将来支払うことになる可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、一部事務組合が行った事業による地方債残高のうちその団体に負担すべき分や、土地の先行取得などを行う土地開発公社の負債なども対象となります。

※ 資金不足比率

各公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したものが、資金不足比率です。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなるので、公営事業として経営に問題があるということになります。

※ 早期健全化基準

1の健全化判断比率に基づく分類については、健全化判断比率が①実質赤字比率15%②連結実質赤字比率20%③実質公債費比率25%④将来負担比率350%のいずれか一つでも上回った場合、2の資金不足比率に基づく分類については、早期健全化基準が20%以上の場合は、自主的な改善努力による財政健全化が必要な基準です。

※ 財政再生基準

健全化判断比率が①実質赤字比率20%②連結実質赤字比率40%③実質公債費比率35%のいずれか一つでも上回った場合、国の関与による確実な再生が必要な基準です。